

第32期総代会までのスケジュール

総代会とは
『規約抜粋』

(総代会)

第17条 総代会は本会の最高決議機関であり、次により開催する。

- ①定期総代会は毎年1回事業年度終了後4カ月以内に、臨時総代会は必要に応じて役員会の議決により会長が招集しそれぞれ開催する。
- ②総代は、会員から管理組合毎に概ね50世帯につき1名の割合で立候補者を優先して選出する。
- ③総代会は、総代で構成し委任状出席を含め総代の過半数の出席で成立する。
- ④総代会における議決は、委任状を含む出席者の過半数の賛成により決定する。但し、賛否同数の場合は議長が決定する。
- ⑤総代会の議長及び書記は役員会での互選により選出する。
- ⑥書記は総代会議事の経過および結果を記載した議事録を作成する。議事録は議長ならびに総代2名が署名捺印する。

(総代会の審議事項)

第18条 総代会は次の事項につき審議する。

- ①前期事業報告および決算報告
- ②次期事業計画および収支予算
- ③規約改正に関する事項
- ④役員承認または解任

役員会での審議／承認事項 ならびに 留意事項	
1/27 (土) 役員会	☆総代会とは。開催までのスケジュール案提示
2/10 (土) 執行部会	☆執行役員会体制確認(会長、執行役員、自薦他薦2/10期限)
2/24 (土) 役員会	☆会長互選
3/9 (土) 執行部会	・第32期事業報告書案の報告 ・各専門部第33期活動計画案の報告 ・第33期執行部体制案の確定
3/23 (土) 役員会	第33期執行部体制(案)の承認年度内に役員会で新体制を選任。(規約第10条) ☆議案書案等の討議 ☆「第32期事業報告書」案の討議 ☆各専門部「第33期活動計画」案の討議 ☆議長選任
4/13 (土) 執行部会	・「第32期事業報告・決算」「第33期事業計画・予算」案 「その他議案」の討議 ・総代会議案書案の修正・検討・原稿の作成
4/27 (土) 役員会	☆「第32期事業報告・決算」「第33期事業計画・予算」「その他議案」 を含めた「総代会議案書」(案)の審議・承認。 各街区は【総代会開催案内と総代募集ポスター】【総代応募者名簿(受付用紙)】 を持ち帰り、総代の応募をスタートしてください。《注①》
5/11 (土)	各街区は【総代会議案書】を、ふれあい会館にて受け取ってください。併せて 【総代会 出欠表・委任状】【総代会 議案書に関する意見・質問書】も受領。 ★街区代表者、その代理【議案書引取り】日時:5/11(土)10-12時 場所:ふれあい会館
5/25 (土) 役員会	各街区は下記書類を整えて、役員会当日までにご提出ください。《注①》 ①【各街区 総代応募者名簿(受付用紙)】 ②【総代会 出欠表・委任状】 ③【総代会議案決議書、議案書に関する意見・質問書】 ④【各街区役員名簿】 《注②》 ☆議案書審議に関する意見・質問に対する「回答」の討議・承認 ☆総代名簿、委任状が間に合わない街区は6月8日までに提出のこと。 ★自治会ホームページからの事前、事後(6/7まで)登録も可能。
6/8 (土) 執行部会	・総代会 最終打合せ ☆意見質問への対応討議など
6/9 (日) 総代会	当日の事前準備(10:30~11:30) 第32期 総代会 開催 ・12時に集合。各街区毎に総代応募者名簿で出席者を受付。《注③》 ・開会13:00~ 15:00(予定)

《注①》 各街区代表者またはその代理の方は、4/27~5/11の期間で、以下の点をご留意ください。

- i) フロント等から総代受付名簿を回収の上、総代定数と応募者人数を調整し定数を整えること。
- ii) 総代応募者名簿に「第33期自治会役員候補の方が記載されていること」を必ず確認すること。
- iii) 総代応募者から、「出欠・委任状」と「意見・質問書」を回収すること。
特に「意見・質問書」は5/27役員会での討議に使用しますので、出来るだけ早目に提出すること。

《注②》 i) 役員名簿は、変更がない場合はご提出は不要。
各街区の管理組合総会開催の結果、役員変更の可能性がある下記の街区では、名簿提出に留意のこと。
・E8, W6, W7 (総会開催 3~4月) ・E5, E7, E10, W4, W5 (総会開催 6月)

《注③》 総代名簿は、5月役員会に提出された名簿で作成しますが、名簿にない方でも総代会当日の参加は可能です。